徳島県情報公開審査会答申第48号

第1 審査会の結論

徳島県警察本部長の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成19年3月5日、審査請求人は、徳島県情報公開条例(平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、徳島県警察本部長(以下「実施機関」という。)に対し、別紙(審査請求人の請求)に記載の公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

平成19年3月14日、実施機関は、「当該公開請求は、特定の個人に係る犯罪の捜査又は調査に関する情報であり、当該請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第8条第1号に規定する個人に関する情報及び同条第5号に規定する犯罪の予防等に関する情報に該当する非公開情報を公開することとなる」との理由により、条例第11条の規定に基づき、公文書公開請求拒否決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

3 審査請求

平成19年4月2日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき、徳島県公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対し審査請求を行った。

4 諮 問

平成19年4月17日、諮問庁は、徳島県情報公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して当該審査請求につき諮問(以下「本件事案」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び意見書における主張を要約すると、審査請求の理由は、次のとおりである。

(1) 私は、私が 氏を叩いたとする傷害事件の容疑者として逮捕・勾留され、その後、 嫌疑不十分で不起訴になったが、私は無実であり、事件の真相究明のため情報公開を 求める。

- (2) 私は、 氏の虚偽告訴により精神的苦痛を被ったとして、同氏を相手に提起した 損害賠償請求の民事訴訟で勝訴したが、同氏を虚偽告訴罪の犯罪者として処罰して欲 しい。そのために情報公開を希望する。
- (3) 警察は、 氏が有罪である証拠を握っているが、同氏の であるため、同氏に 有利になるように、個人情報だとか何とか理由をつけて、捜査の証拠を公開すること を拒んでいるのではないか。
- (4) 警察は、 氏の虚偽告訴にだまされて無実の私を逮捕・勾留するという大失敗を したので、私が無罪になって、 氏が有罪になることが嫌なのであろうか。それで、 私の要求に応じられないと言っているのだろうか。
- (5) 警察がこの事件に関する情報を拒むのは、この事件の解決を望まず、私を傷害罪の 容疑者のままにしておきたいからではないのか。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の理由説明書を要約すると、本件処分の理由については、次のとおりである。

1 本件請求に係る対象公文書の性格について

本件請求に係る対象公文書は、傷害事件の被疑者及び被害者等を特定した上で、警察が当該事件の捜査を行うに当たり刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)及び犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)等の規定に基づき作成し、又は取得した捜査書類等である。

2 本件処分の理由について

(1) 条例第8条第1号(個人に関する情報)該当性について

本件請求は、審査請求人本人が自己を傷害事件の被疑者と特定した上で、当該事件の捜査情報等について公開を求めたものであるが、このように個人を特定した情報は、当該個人が捜査の対象となり、又は捜査機関に逮捕されたか否かなどに関する情報となることから、特定の個人が識別される情報であり、条例第8条第1号に規定する個人に関する情報に該当する。

なお、条例による公文書公開制度は、請求権さえあれば請求者の属性を問うことなく、また請求目的のいかんを問わず請求を認めるとともに、公開・非公開の判断に際しても、これらの個別的な事情を考慮することなく判断しなければならない制度である。したがって、本人が自己の情報に関して公開請求を行った場合においても、個人が識別できるものであれば、本人以外の者から請求があった場合と同様に、原則非公開の取り扱いとなる。

また、特定の個人の通報内容、診断結果等についても、特定の個人が識別される情報であり、条例第8条第1号に規定する個人に関する情報に該当する。

(2) 条例第8条第5号(犯罪の予防等に関する情報)該当性について

本件請求で公開を求めている捜査情報等については、当該公文書を公開することは もとより、当該公文書の存否を示すこと自体が捜査の状況、活動の方針、手法等を露 呈されることとなり、犯罪行為を潜在化又は巧妙化させ、又は捜査活動等に対する対 抗措置を講じさせるなど、今後の捜査活動に支障を及ぼすこととなることから、条例 第8条第5号に規定する犯罪の予防等に関する情報に該当する。

(3) 条例第11条(公文書の存否に関する情報)該当性について

条例第11条は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる旨規定している。

本件のように、個人を特定してなされた公開請求においては、公開請求に係る公文書が存在するか否かを答えることだけで、特定の個人が警察の捜査対象となったか否かなどの事実を公開することと同じ結果を招くこととなること、及び特定の被疑者又は事件に関する捜査情報の存否を答えるだけで、捜査の状況が露呈され、当該事件の捜査に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第11条の規定に基づき当該公文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否したものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方について

本件請求は、審査請求人本人が自己を傷害事件の被疑者と特定した上で、当該事件の 捜査情報に関する別紙記載の11件の個別項目について公開を求めたものである。また、 11件の個別項目のすべてにおいて特定個人の氏名を記載し、当該特定個人の特定日時 における発言、行動等について、警察の捜査情報の公開を求めたものである。

本件処分は、実施機関が条例第8条第1号及び第5号を理由とし、条例第11条の規 定に基づき本件処分を行ったものである。

そこで、当審査会では、本件請求が条例第8条第1号及び第5号並びに第11条に該当するかどうか検討する。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書において自己の無実を訴え、事件の真相 究明等のために情報公開を求める旨を主張するが、当審査会は本件処分の条例上の適否 について判断を行うものであり、審査請求人の主張はこの判断に直接関わらないもので ある。

2 条例第8条第1号の該当性について

(1) 条例第8条第1号について

本号の趣旨は、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開情報として定めたものである。

いわゆるプライバシーの概念及びその範囲については、具体的に明確に示すことが 困難であり、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものでないことから、条例では、 個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別できる情報は原則として 非公開とする方式(個人識別型)を採用している。

ただし、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要のない情報も非公開情報に 含まれてしまうことから、このような事態をできる限り避けるため、非公開情報から 除かれるべき情報として「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分(以下「公務員等の職務遂行情報」という。)」について、ただし書の中に列記している。

また、条例第3条後段では、「実施機関は、通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されることがないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定しており、条例第8条第1号ただし書の解釈及び運用については、本条後段の趣旨に沿って慎重に行うこととしている。

なお、この条例による公文書公開制度は、請求権さえあれば請求者の属性を問うことなく、また請求目的のいかんを問わずに請求を認めるとともに、公開・非公開の判断に際しても、これらの個別的事情を考慮することなく判断しなければならない制度である。したがって、本人が自己の情報に関して公開請求を行った場合においても、個人が識別されるものであれば、本人以外の者から請求があった場合と同様に、原則非公開の取扱いとなる。

(2) 本号の該当性について

本件請求は、個人の氏名等を特定してなされたものであることから、本号本文に該当することは明らかである。

次に、本件請求が本号ただし書に該当するかどうか検討する。

ただし書イでは、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、 又は公にすることが予定されている情報」を本号から除くとしているところであるが、 審査請求人は公文書公開請求書の参考資料(「証拠」と記載)として2件の新聞記事 を添付しており、その新聞記事には審査請求人の氏名、年齢、職業等とともに審査請 求人が逮捕されたことが記載されている。このことから、新聞が発行された時点では、 審査請求人が逮捕されたことが公になっていたことは明らかである。しかし、警察に 逮捕された情報は、条例第3条後段において規定する「通常他人に知られたくない個 人に関する情報」に明らかに該当するものであることから、本号ただし書イを適用す べき情報でないと判断する。なお、当該新聞記事においては、11件の個別項目にお いて記載されている審査請求人以外の特定個人の氏名は記載されていないことから、 いずれにしても、本号ただし書イには該当しないと判断する。

ただし書口では、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を本号から除くとしている。審査請求人は、事件の真相究明等のために情報公開を求める旨を主張するが、条例による公文書公開制度は、請求権さえあれば請求者の属性を問うことなく、また請求目的のいかんを問わずに請求を認めるとともに、公開・非公開の判断に際しても、これらの個別的事情を考慮することなく判断しなければならないとされている制度であることから、本号ただし書口の解釈・運用についても、個別的事情を考慮するのでなく、一般的・公益的観点か

ら判断すべきものである。そこで、本件請求に係る個人情報を公開することによって 得られる公益と、そのことによって害される個人の権利利益とを比較衡量すると、本 件請求は本号ただし書口には該当しないと判断する。

本件請求が、ただし書八の「公務員等の職務遂行情報」に該当しないことは明らかである。

以上のことから、実施機関が本件請求を本号に該当するとしたことは妥当である。

3 条例第8条第5号の該当性について

(1) 条例第8条第5号について

本号の趣旨は、公共の安全と秩序の維持を確保する観点から、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行など刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に係る情報について、公にすることによりこれに支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を非公開情報として定めたものである。

本号に該当する情報は、その性質上、公にすることにより支障を及ぼすおそれがあるかどうかの認定に、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められる。したがって、「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定することにより、本号該当性については、司法審査の場において、実施機関の第一次的判断が尊重され、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内であるかどうかについて審理・判断されるものであることを法文上で明らかにしたものである。

(2) 本号の該当性について

本件請求は、特定事件において警察が行った捜査の対象、手法、経過、結果等についてなされたものである。

実施機関は、当該情報を公開することは、捜査の状況、活動の方針、手法等を露呈 されることとなり、犯罪行為を潜在化又は巧妙化させ、又は捜査活動等に対する対抗 措置を講じさせるなど、今後の捜査活動に支障を及ぼすこととなると判断している。

この判断について、当審査会は、何ら不合理な面はないと判断する。

よって、実施機関が本号に該当するとした判断には相当の理由があると認められる。

4 条例第11条の該当性について

(1) 条例第11条について

本条の趣旨は、公開請求の拒否処分の一態様として、請求に係る公文書の存否自体 を明らかにすることによって非公開情報として保護すべき利益が害される場合、公文 書の存否を明らかにしないで当該請求を拒否することができる旨を定めたものである。

実施機関は、公開請求があったときは、当該請求が条例第7条各号に該当するときを除き、対象公文書を特定した上で、当該公文書に記録された情報が条例第8条各号に規定された非公開情報に該当しない限り、公開決定を行わなければならない。

しかしながら、例外的に、記録された情報内容のほかに文書の存否自体が意味を持 ち、それを明らかにすることによって各非公開情報の保護法益を侵害することになる 場合が想定される。本条は、このような場合に対応するため、実施機関に公文書の存否について回答を拒否できることとするものである。

(2) 本条の該当性について

本件請求が条例第8条第1号及び第5号に該当することは、2及び3において判断したところである。

そこで、本件請求に対し、実施機関が当該公文書の存否を明らかにした場合、条例 第8条第1号及び第5号に該当する非公開情報を公開することとなるか検討を行う。

本件請求は、個人の氏名等を特定し、かつ、事件を特定した上で、当該事件において警察が行った捜査の対象、手法、経過、結果等についてなされたものである。

本件請求のような、特定の者を名指しし、又は特定の捜査事項を指定した探索的な請求に対し、「当該公文書は存在するが非公開とする」又は「当該公文書は存在しない」と回答した場合、条例第8条第1号及び第5号に該当し非公開とすべき情報が結果として公開されることとなることは明白である。

よって、実施機関が本件請求を本条に該当するとしたことは妥当である。

5 結 論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内容
平成19年 4月17日	諮 問
5月25日	諮問庁からの理由説明書を受理
6月 1日	審査請求人からの意見書及び追加意見書を受理
6月25日	審査請求人からの追加意見書2通を受理
6月27日	審査請求人からの追加意見書 2 通を受理
7月17日	審 議(第45回審査会)
8月23日	審 議(第46回審査会)
9月21日	審 議(第47回審査会)
10月24日	審 議(第48回審査会)

(別紙)

審査請求人の請求

私は 年 月 日の朝、自宅玄関で逮捕されて 署で20日間、傷害罪容疑者として取り調べをされ嫌疑不十分で 月 日の昼すぎに自宅に帰されて不起訴にされた者です。

私は をたたいた容疑で逮捕されたのですがこの事件は、その が私にたたかれてもいないのに私にたたかれたと虚偽告訴した事件であり、現在、私はその を被告として民事の損害賠償請求裁判をやっています。 円を請求しており裁判は 回も公判が開かれています。私は毎回、公判に出頭しています。

この事件について 署に行き、いろいろと質問をしたのですが 署は私の質問に何一つ回答してくれません。それで警察本部に情報公開願書を提出することにしました。 次の質問に対して回答してください。

~ 略